

令和6年度 分野別集団指導 (全事業者向け)



令和6年11月8日
岐阜県健康福祉部障害福祉課
事業所指導係

目次

- ▶ ①令和6年度報酬改定等に伴う義務化事項（減算事項）
- ▶ ②令和6年度報酬改定について（4月以降の取扱いに変更があったもの）
- ▶ ③令和6年4月以降の義務化事項について
- ▶ ④令和6年度運営指導における重点確認事項等について

①令和6年度報酬改定等に伴う義務化事項(減算事項)



①令和6年度報酬改定等に伴う義務化事項（減算事項）

	項目	対象サービス	概要	時期
(1)	虐待の防止	全サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止のための対策を検討する委員会の設置 ②委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知徹底 ③虐待防止のための研修の定期的な実施 ④虐待防止のための担当者の任命・設置 	<u>R6年度から減算</u>
(2)	身体拘束等の禁止	全サービス ※相談支援を除く	<ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束等適正化のための対策を検討する委員会の設置 ②委員会の定期的な開催、その結果の従業者への周知徹底 ③身体拘束等適正化のための指針の作成 ④身体拘束等適正化のための研修の定期的な実施 	<u>R5年度から減算</u> <u>R6年度から減算</u> <u>単位引き上げ</u>
(3)	業務継続計画の作成	全サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①業務継続計画の作成 ②業務継続計画の定期的な見直し 	<u>R6年度から減算</u>
(4)	情報公表対象サービス等情報に係る報告	全サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①情報公表システム（WAM NET）による情報公表 	<u>R6年度から減算</u>
(5)	指定児童発達支援等の支援の実施に関する計画	障害児通所支援 ※保育所等訪問支援除く	<ul style="list-style-type: none"> ①支援の実施に関する計画（支援プログラム）の作成・公表 	<u>R7年度から減算</u>

(1) 虐待の防止

下記の対応ができていない場合は減算の対象になります。

①虐待防止のための対策を検討するための委員会の設置

※設置は、事業所単位のほか法人単位でも可能。身体的拘束適正化委員会と一体的な設置・運営も可能。

※構成メンバーは、管理者・虐待防止担当者等（利用者、その家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい）

② 委員会の定期的な（年1回以上）開催、その結果の従業者への周知徹底

③ 虐待防止のための研修の定期的な実施

※新規採用時に必ず研修を行うとともに、定期的（年1回以上）に研修を行うこと。また、研修の実施内容について記録しておくこと。

④ 虐待防止担当者の任命・設置

※専任の虐待防止担当者（サービス提供責任者等・サービス管理責任者等）を決めておくこと。

(2) 身体拘束等の禁止

下記の対応ができていない場合は減算の対象になります。

①身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等の記録

※身体拘束等とは、身体拘束及びその他利用者の行動を制限する行為

②身体拘束適正化委員会の定期的な開催（年に1回以上）。その結果を従業者に周知

※身体拘束適正化委員会は前述の虐待防止委員会と一体的に開催可

※事業所単位でなく、法人単位での開催可（法人規模に応じて選択）

※委員会は管理者、サービス管理責任者等、その他の委員から構成され、医療職（医師・看護師等）、外部の有識者を加えることが望ましい。

③身体拘束等適正化指針の策定

④従業者に身体拘束等適正化研修を定期的に（年に1回以上）実施

※新規採用時に必ず研修を行う。研修の実施内容について記録する。

(3) 業務継続計画の作成

下記の対応ができていない場合は減算の対象になります。(サービスごとに減算開始時期は異なります。)

(1) 業務継続計画の策定

◆ 感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定すること。

※業務継続計画には、下表の項目等を記載してください。

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。ガイドラインについては、以下のWAMNET のホームページを参照ください。

URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

感染症に係る業務継続計画	災害に係る業務継続計画
(ア) 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、装備品の確保等)	(ア) 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
(イ) 初動対応	(イ) 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
(ウ) 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	(ウ) 他施設及び地域との連携

(3) 業務継続計画の作成

(2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ◆ 研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
- ◆ 訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
- ◆ **全従業員に対して実施**すること。
- ◆ 定期的実施 (**年1回以上(入所施設では年2回以上)**) すること。
- ◆ 研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

(3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ◆ 業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握した上で、意思決定者から指示できる仕組みが必要。
(例) 各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等
- ◆ 研修・訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと

(4) 情報公表対象サービス等情報に係る報告

下記の対応ができていない場合は減算の対象になります。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第1項等の規定に基づき、利用者が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものを公表すること
- ・ 情報公表システム（WAM NET）において、障害者総合支援法施行規則等に定められている公表すべき内容を公表すること。

※サービスごとに報告・公表する必要がありますので、特に訪問系（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）、短期入所、相談系（地域移行支援・地域定着支援・計画相談支援・障害児相談支援）の入力漏れにご注意ください。

参照：岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知「令和6年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について（依頼）」（令和6年7月1日付け、障第551号）

(5) 指定児童発達支援等の支援の実施に関する計画

【対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス】

下記の対応ができていない場合は令和7年度以降、減算の対象になります。

◆事業所の支援プログラムの作成・公表

- ・指定基準の規定に基づき、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、公表すること。
- ・公表は、インターネットの利用その他の方法により、広く公表すること。
- ・公表方法、公表内容について、県に届け出ること。

公表の義務化（令和6年4月1日～）、減算適用は令和7年4月1日から

（届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算）

②令和6年度報酬改定について (4月以降の取扱いに変更があったもの)



②令和6年度報酬改定について（4月以降の取扱いに変更があったもの）

1. 生活介護の基本報酬

○生活介護計画に標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定

※実際に要した時間ではない。

※当日の道路状況や天候、本人の心身の状況等、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画の標準的な時間よりも短くなった場合

⇒標準的な時間に基づき算定

※定期的な通院やリハビリにより利用時間が短くなった場合、やむを得ない事情にあたるものとして、生活介護計画に定めている標準的な時間に基づき基本報酬を算定して差し支えない。

参照：岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知「指定生活介護の基本報酬の算定に係る標準的な時間の取り扱いに関する解釈について（通知）」（令和6年8月23日付け、障第791号）

②令和6年度報酬改定について（4月以降の取扱いに変更があったもの）

2. 食事提供体制加算の要件（通所系：30単位/日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位/日）

- ① 従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。

※①の要件について、令和6年10月から義務化

※食事提供体制加算の要件①の留意事項については、以下のとおり。
管理栄養士又は栄養士（以下「管理栄養士等」という。）については、常勤・専従である必要はない。また、事業所において管理栄養士等を直接雇用していることが望ましいが、直接雇用することが困難な場合には、法人内や法人外部（公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等）の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも可能とする。また、外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良いものとする。献立の確認については、献立の作成時から関わることを望ましいが、作成された献立表等により、献立の内容を管理栄養士等が確認した場合についても要件を満たすものとする。

参照：「食事提供体制加算の算定要件に係る義務化事項（令和6年10月）の取扱いについて（通知）」（令和6年9月12日付け、障第847号）、「食事提供体制加算の算定要件に係る義務化事項（令和6年10月）開始に伴う体制等の確認について（依頼）」（令和6年9月13日付け、障第848号）

⇒体制を整備できない場合、食事提供体制加算を算定できませんので、令和6年10月1日付で食事提供体制加算を「なし」とする、体制等に関する届出書を提出してください。

③令和6年4月以降の義務化事項 について



③令和6年4月以降の義務化事項について

対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

<令和6年4月から10月までの個別支援計画の取扱い（経過措置）>

新たな記載事項：

日々の支援に係る計画時間等

日々の延長支援時間等

※令和6年4月以降に作成、見直した個別支援計画が対象

計画の見直しまでの期間は、「個別支援計画参考様式」の2枚目「個別支援計画別表」を活用して、**計画時間延長支援に要する時間**を定め、個別支援計画と合わせて対応することが可能。

※令和6年4月から10月までの取扱い（経過措置）

※経過措置は、**令和6年4月30日までに利用を開始した**障害児が対象

※**令和6年5月以降に利用を開始した**障害児は、新たな記載事項が必要

参照：「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日付こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

③令和6年4月以降の義務化事項について

対象サービス：共同生活援助、施設入所支援

＜地域連携推進会議の設置＞ 令和7年3月31日までは努力義務

- ①年1回以上、事業所の運営状況を報告するとともに必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。議事録は5年間保存すること
- ②会議での報告・要望・助言等についての議事録を作成、公表すること。
- ③年1回以上、構成員が事業所を見学する機会を設けること。

※複数の共同生活住居（サテライトを含む）を設置している場合は、住居ごとに見学する機会を設けること

◆地域連携推進会議（会議の構成例）

- 地域の関係者を含めた外部の方が参画し、施設と地域等が連携することにより地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保、利用者の権利擁護等を実現するための会議体。
- 利用者及びその家族、地域住民の代表者、福祉や経営について知見を有する方や市町村の担当者などにより構成

参照：厚生労働省において令和5年度に作成された『地域連携推進会議の手引き』等をご確認いただき、地域連携推進会議の開催などにお取り組みいただきますようお願いいたします。

『地域連携推進会議の手引き』等については、以下の厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html

③令和6年4月以降の義務化事項について

対象サービス：共同生活援助、施設入所支援

<地域連携推進会議及び住居訪問等に代える措置について>

地域連携推進会議の設置等に代えて、サービスの第三者評価等の実施を行うことも可能。

⇒「岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会」が認証する第三者評価機関による評価が対象。
評価を希望される事業者は、ホームページ記載の各第三者評価機関へお問い合わせください。

- 岐阜県福祉サービス第三者評価事業推進審議会ホームページ
ホームページアドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6536.html>

※第三者評価機関においておおむね1年に1回以上評価を受け、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表するとともに、その記録を5年間保存すること。

③令和6年4月以降の義務化事項について

対象サービス：共同生活援助、施設入所支援、福祉型障害児入所

<新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携>

運営基準の見直し

- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない（努力義務）。

【取り決め内容】

診療、相談、入院の要否の判断、入院調整等

- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない（義務）。

第二種協定医療機関：発熱外来や自宅療養者等に対する医療の提供を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所など

参照：岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知「障害者支援施設等への対応を行う第二種協定指定医療機関について」（令和6年11月6日付け、障第1024号）

※県が指定した第二種協定指定医療機関及びこのうち障害者支援施設等への対応を行う旨を協定で規定している医療機関を掲載しています。

④令和6年度運営指導における重点確認事項等について



グループホームにおける食材費等の過大請求、不正請求について

グループホーム等を運営する事業者において、利用者が支払う食材料費について過大徴収や障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が行われていたとの報道があり、令和6年6月、当該事業者については、指定取消処分が行われるとともに、組織的な関与が認められたとして「連座制」が適用されることとされました。

これを受け、県においても、グループホームにおける食材費やその他費用の徴収状況等について、基準省令等に基づき適切に運営を行っているか厳格に確認を行います。

なお、過大請求や不正請求等については、行政処分等の対応を行います。事業者の皆様におかれましても、今一度徴収状況等をご確認いただくとともに、適切な運営を行っていただくようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40994.html

グループホームにおける食材費等の利用者負担額の注意点

- 食材料費（食材料費及び調理等に係る費用に相当する額）
食材料費として徴収した額については、適切に管理するとともに、あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、食材料費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還する、あるいは当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等適切に取り扱うこと。
- 家賃（利用者が使用する居室等に関する賃料）
事業者が建物等を賃借している場合、利用者の負担する家賃の合計額（特別給付費を含む）は、事業者と建物所有者間の賃貸借契約金額に相当する額を基本とすること。
- 光熱水費
事業者への請求額を按分する等実費相当額の支払を求めること。あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、光熱水費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。
- 日用品費（共同生活において必要となる共用の日用品（トイレトペーパー、洗剤、シャンプー等）の購入代金を根拠として支払を受ける費用）
あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、日用品費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。

※その他、更新料や管理協力費等、曖昧な名目による費用の受領は認められないため、費用の内訳を明示する必要がある。

※利用者から支払を受けた場合は、領収書を交付しなければならない。

※あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用の説明をしなければならない。また、利用者の同意を得なければならない

人員配置に係る注意点について（特に質疑の多いもの①）

■ 就労継続支援B型（目標工賃達成指導員配置について）

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算
⇒手厚い人員体制とした上で、常勤換算方法で1人以上配置が必要（管理者、サービス管理責任者兼務不可）

■ 共同生活援助（夜間支援等体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について）

⇒ 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定するが、この場合の夜間支援対象利用者の数は、夜間支援を行う共同生活住居に現に入居している利用者の数ではなく、当該年度の前年度の平均を用いること。

⇒ 夜間支援従事者が届出どおり配置されない場合、加算要件を満たさない場合があることから適切な配置を行うこと。

■ 児童発達支援、放課後等デイサービス（児童指導員加配加算）

⇒ 児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士・児童指導員等を常勤換算で1以上配置することが必要（管理者、児童発達支援管理責任者の兼務不可）

人員配置に係る注意点について（特に質疑の多いもの②）

■生活介護（医師未配置減算の取扱いについて）

医師未配置減算については、「看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱い」としていただいております。よって、医師未配置減算を算定しない事業所については医師を必ず配置する必要があり、未配置の場合は指定基準を満たさないものとなります。

また、医師を配置すべき事業所において医師を配置していない場合、人員欠如減算ではなく、医師未配置減算として取り扱うものとされています。

（「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（平成27年3月31日）」）

⇒ 医師未配置減算を適用しない場合は、医師が健康管理や相談、診療等のため勤務を行う必要があります。指定生活介護事業所は月単位で報酬を請求しておりますが、請求のある期間において、医師の勤務実態がない場合、当該月において人員基準を満たさないものとして、医師未配置減算の対象となります。

⇒ 嘱託医契約はあるものの、年に数回、健康診断や予防接種のために来所し診療等を行うケースや、毎月の勤務実態がない場合は、医師未配置減算の対象となる場合がありますのでご注意ください。

事業所の廃止・休止・再開について

廃止・休止・再開の届出について指定事業者は、当該指定に係る事業を廃止又は休止する日の一月前までに、再開したときは10日以内に、その内容を岐阜県知事に届け出なければなりません。（障害者総合支援法第46条等）

事業所を廃止・休止する場合、指定事業者は、引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない、またその状況を岐阜県知事へ届け出る必要があります。（障害者総合支援法施行規則第34条の23第4項等）

休止期間は原則6か月ですので、6か月以内に再開が見込まれない場合は、事業所の廃止を検討してください。（再度、指定を受けることは可能です。）

就労継続支援A型事業所を廃止する場合、事業所を管轄するハローワークに「解雇届」を届け出る必要があります。詳細につきましては、所管のハローワークにご確認ください。

ご清聴ありがとうございました。
引き続き、適切な事業所運営に努めてください。

- 動画視聴後は視聴確認用フォームへ必要事項及びキーワードを記載の上、回答を送信してください。

